

鹿屋市豚熱ワクチン接種事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養豚経営の維持及び安定を図るとともに、家畜伝染病の防疫対策のため、豚熱ワクチン接種に要する費用のうち、養豚農家が負担する経費の一部に対して予算の範囲内において鹿屋市豚熱ワクチン接種事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(実施期間)

第2条 補助事業の実施期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、鹿屋市家畜自衛防疫協議会とする。

(事業対象者)

第4条 当該事業の対象となる者（以下「事業対象者」という。）は、養豚農家であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に畜舎を有し、当該畜舎において養豚経営を行うもので、鹿児島県肝属家畜保健衛生所に補助対象経費の支払者として登録されていること。
- (2) 前号に該当する者で、個人にあつては、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、市外住民で本市において養豚経営を行う者で、住所地自治体から同様の支援を受けることができない者についてはこの限りではない。また、法人にあつては、市内に事業所又は営業所を有し、本市に法人市民税の納税義務があること。
- (3) 補助金の交付申請を行う時点において、市税の滞納がないこと。
- (4) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

2 事業対象者は、補助金の交付申請等に係る事務を補助対象者に委任するものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。ただし、国、県及び民間企業等が実施する豚熱ワクチンに係る経費の支援を受けていない、又は受ける予定がないものに限る。

補助対象経費	補助率
毎年1月1日から同年12月31日までの期間に行う豚熱の予防的ワクチンの接種の費用	1頭当たり予算で定める額以内

(帳簿類の備付け)

第6条 補助対象者は、収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。